

令和 7 年度水素等の G X 新技術に係る危険物規制に関する検討について (危険物規制に係る手続きの合理化について)

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年 11 月 2 日閣議決定）において、事業者による G X の取組の環境を整備するため、水素等の G X 新技術に関連する危険物規制の調査・見直し検討に取り組むこととされました。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）等において、バイオエタノールの導入拡大に向けた方針が示されました。

これらを踏まえ、消防庁では、令和 6 年度に引き続き「水素等の G X 新技術に係る危険物規制に関する検討会」を開催し、G X 新技術に関連する危険物規制のあり方等について検討しました。

○ 検討の概要

消防法第 11 条において、危険物施設の位置、構造又は設備を変更しようとするときは、市町村長等の許可を受けなければならないこととされています。

ただし、軽微な変更の工事については、許可を要しない旨の技術的助言を示していますが、事業所の保安体制は考慮されたものとなっていません。

→ 事業所の保安体制を評価し、高度な保安体制を構築していると認定された事業所においては、当該事業所が行う危険物施設の変更工事のうち、保安上の問題を生じさせないと認められる特定の変更工事については、消防法第 11 条第 1 項に基づく市町村長等の許可を要しない変更工事として取り扱うことができるものとするのが適当であるとされました。